

平成 25 年 9 月 11 日

土木及び建築関係建設コンサルタント業務に総合評価方式を導入

不良不適格業者の排除、品質の確保、県内業者育成の観点から平成 20 年 6 月に新公共調達制度改革を行い、総合評価方式においては、予定価格 3 千万円以上の全ての建設工事に導入を行った。

今回、更なる品質確保を図るため、建設工事に係る設計委託業務にも総合評価方式を導入する。

・対象業務

土木関係及び建築関係建設コンサルタント業務のうち、難易度の高い予定価格 1 千万円以上の業務

・評価方式

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

$$\text{価格評価点} = 100 \text{点} \times \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right)$$

$$\text{技術評価点} = \begin{array}{cccc} \text{技術提案} & + & \text{技術者・企業の技術力} & + & \text{地域貢献} \\ (100 \text{点}) & & (30 \sim 50 \text{点}) & & (50 \sim 30 \text{点}) & & (20 \text{点}) \end{array}$$

技術提案:

- ・実施方針、工程表
- ・具体的なテーマに関する
技術提案 等

技術者・企業の技術力:

- (技術者)
- ・保有資格
- ・継続教育
- ・同種業務の実績
- ・業務成績
- (企業)
- ・業務成績 等

地域貢献:

- ・建設部管内での業務実績
- ・技術者の居住地
- ・本店の有無
- ・大規模災害時の協定締結
の有無 等

* 技術評定点の内訳や評価の内容については業務の内容毎に決定

・適用

平成 25 年 1 月 1 日公告分から実施予定